

放課後等デイサービス事業所
ヴェルデ ドウ
重 要 事 項 説 明 書

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第76条及び三重県指定障害児通所支援の事業所の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年三重県条例第19号)第13条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、事業者が説明するものです。

当事業所は、放課後等デイサービス事業者の指定を受けております。
(三重県指定 第2451200089号)

社会福祉法人 伊賀市社会事業協会

◆◇目 次◇◆

- 1 放課後等デイサービスを提供する事業者
- 2 ご利用へのサービス提供を担当する事業所について
- 3 事業実施地域
- 4 営業日時
- 5 サービスに係る設備等の概要
- 6 職員の配置状況
- 7 提供するサービスと利用料金及び利用者負担額について
- 8 サービスの利用に関する留意事項
- 9 ご利用者の記録や情報の管理、開示について【契約書第 7 条第 5 項参照】
- 10 緊急時及び事故発生時の対応について【契約書第 8 条参照】
- 11 損害賠償保険への加入【契約書第 8 条参照】
- 12 虐待防止について【契約書第 13 条参照】
- 13 苦情の受付について【契約書第 14 条参照】

1 放課後等デイサービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 伊賀市社会事業協会
代表者氏名	理事長 藪内 勝
所 在 地	三重県伊賀市朝屋 739 番地の 2
電 話 番 号	0595-21-5545
法人の設立年月日	昭和 23 年 6 月 30 日

2 ご利用へのサービス提供を担当する事業所について

事業所の種類	放課後等デイサービス 平成 28 年 4 月 1 日指定
事業所の名称と目的	放課後等デイサービス ヴェルデ ドゥ
	生活能力向上のために訓練・療育などを提供し、心身の発達を図るとともに、社会との交流の促進のための支援を行う。
主たる対象者	小学 1 年生から小学 6 年生 ※ただし他事業所の利用が不可能な場合は協議により中学生まで受け入れる
事業所の所在地と連絡先	三重県伊賀市上野車坂町 655 番地の 4
	TEL:0595-24-5510 FAX:0595-23-0187
管理者	森中 こずえ
施設の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> * 児童福祉法の理念に基づき、児童の福祉と健やかな成長を育みます。 * 「個別支援計画」に基づき療育支援を提供し、家族との相談や連携を密にします。 * 利用する児童の尊厳を守り、健やかな成長・発達の支援をします。 * 利用する児童や家族に対し、成長発達に必要な事柄についてわかりやすく説明し、支援の共有を図ります。 * 支援内容の質の向上を図るとともに、常に改善に努め、適切な支援を提供します。 * 教育機関、医療機関及び行政機関との密接な連携に努め、総合的な支援を図ります。 * 利用する児童やその家族の秘密保持を厳守します。
事業所の開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日
定 員	10 人

3 事業実施地域

伊賀市全域

4 営業日時

開 所 日	毎週月曜日～金曜日 ただし祝日、お盆(8/13～8/15)、年末年始(12/29～1/3)その他 管理者が営業不可能と決めた日を除く。
サービス提供時間	学校のある日…午後 1 時 30 分から午後 6 時まで
	学校のない日…午前 9 時から午後 5 時まで

5 サービスに係る設備等の概要

◇ 施設設備の概要

施設設備の種類	数 量	備 考
学 童 活 動 室	1 室	机、椅子、ロッカー
指 導 訓 練 室	1 室	機能訓練用具
言 語 訓 練 室	1 室	机、言語訓練用具
相 談 室	1 室	机、ロッカー
ト イ レ	3 か所	男子トイレ1・女子トイレ1・共用トイレ1
洗 面 所	1か所	
消 火 そ の 他 災 害 対 応	一 式	火災報知設備、自動通報装置、屋内消火栓 屋外非常階段、スプリンクラー

6 職員の配置状況

◇ <主な従業者の配置状況>

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤	
		専 従	兼 務	専 従	兼 務
管 理 者	1 名		1		
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1 名		1		
保 育 士	1 名	1			1
児 童 指 導 員	3 名			3	
言 語 聴 覚 士	1 名				1
理 学 療 法 士	1 名				1

7 提供するサービスと利用料金及び利用者負担額について

◇ 当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 放課後等デイサービス費の対象となるサービス
- (2) 放課後等デイサービス費の対象外となるサービス

(1) 放課後等デイサービス費の対象となるサービス内容

① 療育支援

種 類	内 容
日常生活訓練	* 自立した日常生活を営むために必要な生活習慣を作り上げていきます。
集団生活適応訓練	* ルール遊びや戸外活動を通して、社会的ルールの理解を促し、体験を通じて社会性の発達を促進します。
療 育 活 動	* 創作活動を通して、心理的な発達を支援します。 * 身体を動かす活動を通し、身体的発達を支援します。 * 様々な活動を通して、余暇の提供を行います。

② 家族への相談・支援

相談支援	<ul style="list-style-type: none"> * 子育て、療育の内容及び医療福祉サービスの相談、支援に応じます。 * 利用する児童や家族の相談について、誠意をもって応じ、可能な限りの援助に努めます。 〈相談窓口〉 児童発達支援管理責任者
------	---

③ 保健医療サービス

種 類	内 容
医療・健康管理	<ul style="list-style-type: none"> * 健康管理に努めます。 * 緊急時は必要により主治医あるいは医療機関につなぐなど必要な対応をいたします。
服薬の支援・管理	* 薬の管理や服薬については、本人又は保護者においてお願いします。
通院と治療	<ul style="list-style-type: none"> * すり傷等の簡単な治療は指導員が行います。 * 緊急時の通院については保護者に連絡、相談の上、対応します。

④ 学校との連携

学校との連携	* 利用する児童の支援については、学校と連携を図り対応します。
--------	---------------------------------

⑤ 送迎支援

送迎サービス	* 家族送迎が困難な方については、相談の上、送迎サービス（学校への迎え）を行います。ただし送迎サービスには利用料が必要です。
--------	--

以上のサービスについては、9割が放課後等デイサービス費の給付対象となります。

(2) 放課後等デイサービス費の対象外となるサービス

以下のサービスについては、放課後等デイサービス費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、所定の料金をお支払いいただきます。

地域交流 (社会体験活動)	* 様々な戸外活動を経験することで、より豊かな感情をはぐくむよう支援します。(買い物体験等)
傷害事故補償 (保険加入)	* ご利用中の万が一の事故による傷害(ケガ)に対するの保険に加入していただきます。(実費負担/年額 500 円)
その他	* 放課後等デイサービスの提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であり、その利用者にご負担いただくことが適当と認められる費用は、実費をいただきます。

(3) サービス利用料金(加算項目を含む)

サービス基本料金のほか事業所の体制や対応より、下記のとおり料金が加算されます。下記の料金表によって、ご契約者のサービス利用料金から、放課後等デイサービスの給付額を除いた金額(利用者負担額)をお支払いいただきます。また、加算額にも1割の利用者負担額が発生します。(※(5)利用者負担額の上限等についてをご覧ください。)

なお、本事業所が代理受領を行ったご利用者の放課後等デイサービス費額は、通所給付決定保護者に通知します。

サービス利用料金について事業者が法定代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、一旦全額をお支払いいただきます。この場合、領収書及びサービス提供証明書を交付しますので、市町村にサービス料金(利用者負担額を除く。)の支給を申請してください。

◇学校のある日・ない日 共通	利用料金	給付される額 (9割)	うち利用者 負担額(1割)	単位
① 基本料金(0.5h~1.5h)	5,740円	5,166円	574円	574
基本料金(1.5h~3.0h)	6,090円	5,481円	609円	609
基本料金(3.0h~5.0h)	6,660円	5,994円	666円	666
② 延長支援加算(0.5h~1.0h)	610円	549円	61円	61
延長支援加算(1.0h~2.0h)	920円	828円	92円	92
延長支援加算(2.0h~)	1,230円	1,107円	123円	123
③ 福祉専門職員配置等加算	60円	54円	6円	6
④ 児童指導員等加配加算	1,230円	1,107円	123円	123
⑥ 専門的支援実施加算	1,500円	1,350円	150円	150
⑦ 送迎加算(送迎を行なう方のみ片道)	540円	486円	54円	54
⑧ 利用者負担上限管理加算 (月1回を 限度)1回につき	1,500円	1,350円	150円	150
⑨ 欠席時対応加算	940円	846円	94円	94
⑨ 個別サポート(対象児のみ)	1,200円	1,080円	120円	120
⑩ 処遇改善加算	総単位数に16.1%を乗じた単位数が加算されます			
⑪ 地域区別加算	基本単位数に10.18を乗じた			

(令和8年6月改定)

◇ご負担いただく金額については、市町村が発行する受給者証に記載された金額の範囲内の金額といたします。

(4) 傷害事故補償について

ご利用中の方が一の事故による傷害(ケガ)に対する保険に加入していただきます。
年額の実費負担がかかります。

(5) 利用者負担額の上限等について

◇市民税の課税状況により、負担上限額が設定され、利用料金の1割と負担上限額のいずれか額の小さい方が、1か月あたりの利用者負担額となります。定率負担については、所得に応じて次の4区分の負担上限額が設定されていますので、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限額
一般世帯2	市民税課税世帯(一般1に該当する者を除く)	37,200 円
一般世帯1	市民税課税世帯(所得割 28 万円未満) ※収入が概ね 890 万円以下の世帯が対象となります。	4,600 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
生活保護	生活保護受給世帯	0 円

(6) 利用料金及びその他の費用のお支払い方法

◇前記(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- | |
|--|
| ア. 本事業所窓口での現金支払
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし |
|--|

◇お支払いを確認しましたら必ず領収書をお渡しします。また、児童通所給付費等について市町村から給付を受けた場合は、受領通知書をお渡ししますので保管してください。

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) 受給者証の確認

当事業所より「受給者証」の確認および複写をさせていただきます。また、住所および「利用者負担額」、「支給量」、「障害程度区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合には、速やかに事業所にお知らせください。

(2) 健康状態等の確認

サービスを提供するために必要な情報として、ご利用者の健康状態等の聞き取りをさせていただきます。

(3) 利用の中止、変更

通所給付決定保護者（以下利用者）は利用予定日の前に、児童及び利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更することができます。この場合は、サービス実施日の営業日正午までに事業所に申し出てください。利用の中止につきましては、サービス予定日の前営業日（午後5時）までに事業所へ申し出がない場合は、取り消し料をお支払いいただく場合があります。

(4) サービス提供をやめる場合（契約の終了について）【契約書第9条参照】

契約の有効期間は、契約締結の日から児童の受給者証に記載された訓練等給付費支給期間の満了日までですが、契約期間中、仮に以下の事項に該当するに至った場合は、契約は終了します。

- ① 児童が死亡した場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、サービス提供が不可能になった場合

(5) ご利用者からの中途解約・契約解除の申し出【契約書第10条、第11条参照】

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する7日前までに事業者にご連絡下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① ご利用者が入院した場合
- ② ご利用者が事前の通知を行わずにサービスの受領を拒否し、またはサービスの提供を不可能にした場合には、事業者がご利用者の解約の意思を知った日をもって、契約を解約されたものとします。
- ③ 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
- ④ 事業者若しくはサービス従事者が第7条に定める守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者若しくはサービス従事者が故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(6) 事業者からの契約解除【契約書第12条】

以下の事項に該当する場合には、契約を解除させていただくことがあります。ご利用者およびそのご家族等が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ない、その結果、契約継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ① ご利用者によるサービス利用料等の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ② ご利用者が、故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者若しくは他の児童等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行なうことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(7) 契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努めます。

9 ご利用者の記録や情報の管理、開示について【契約書第7条第5項参照】

事業者は、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者及び通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)

◇本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ① 個別支援計画
 - ② サービス提供の具体的な内容
 - ③ ご利用者の障がいの状態及び給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
 - ④ やむを得ず身体拘束等を行なった場合の状況や理由など
 - ⑤ ご利用者からの苦情の内容
 - ⑥ 事故の状況及び事故に際しての対応
- * 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
 - * 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、9時から17時までです。

10 緊急時及び事故発生時の対応について【契約書第8条参照】

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに都道府県、市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

11 損害賠償保険への加入【契約書第8条参照】

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- * 保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜(株)
- * 保険名 しせつの損害補償
- * 補償の概要 施設の不備、欠陥又は職員の業務上の管理ミスに起因する事故若しくは送迎時の交通事故

12 虐待防止について【契約書第13条参照】

当事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対し研修を実施す

るなどの措置を講ずるものとします。また、従業員や利用者のご家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報するものとします。

13 非常災害・感染症対策について

非常災害に関する非常災害計画、災害や感染症が発生した場合に関する業務継続計画を別に作成するとともに、災害や感染症に備えるため、想定される災害や感染症に係る研修等を実施し、業務継続に努めます。

14 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

15 個人情報の保護について

当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 2 事業者が得た利用者及びご家族の個人情報については、事業所での福祉サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びご家族の同意を得るものとします。

16 苦情の受付について【契約書第 14 条参照】

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- * お客様相談係 <苦情受付窓口(みどり保育園事務所内)>
- * 苦情受付担当者 内藤恵子
- * 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9時から17時まで(営業日に限る。)
- * 苦情解決責任者 森中こずえ[管理者]

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。ご利用者は、本事業所への苦情やご意見を第三者委員に相談することもできます。

◇ <第三者委員>

名 前	連絡先電話番号
竹内 佐千子	0595-37-0939
塚 本 初 子	0595-21-3991
石 山 淑 子	0595-21-2766

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

<p>伊賀市健康福祉部 障がい福祉課</p>	<p>所在地:三重県伊賀市四十九町 3184 番地 電話番号:0595-22-9656 FAX番号:0595-22-9661 受付時間:午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(祝日、 年末年始を除く月曜～金曜)</p>
<p>三重県社会福祉協議会 (三重県福祉サービス 運営適正化委員会)</p>	<p>所在地:三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地 電話番号:059-224-8111 FAX番号:059-213-1222 受付時間:午前 9 時から午後 5 時まで(祝日、年末年始を 除く月曜～金曜) メー ル:ansin@miewel.or.jp</p>

令和 年 月 日

上記の内容について三重県指定障害児通所支援の事業所の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年三重県条例第 19 号)第 13 条の規定に基づき、放課後等デイサービス対象保護者に利用の開始に際し、重要事項の説明を行いました。

<事業所> 所在地 三重県伊賀市上野車坂町 655 番地の 4
施設名 放課後等デイサービス事業所 ヴェルデ ドゥ

<説明者> 職 名 _____ 氏 名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

<利用者の保護者> 住 所 伊賀市 _____

氏 名 _____ (印)

児童氏名 _____